

## 日本カトリック大学連盟図書館協議会会則

- 第1条 本会は、「日本カトリック大学連盟図書館協議会」と称する。
- 第2条 本会は、日本カトリック大学連盟加盟校図書館（以下「加盟館」という。）をもって構成する。
- 第3条 本会は、加盟館の発展と相互協力を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 文献の相互利用
  - (2) カトリック関連資料ならびに雑誌の分担収集
  - (3) 加盟館所蔵の高額資料の情報提供
  - (4) その他、本会において必要と認める事業
- 第5条 本会の事務局を、持ち回りによる当番校に置く。
- 2 当番校の任期は学年暦に始まる1年とし、その間、当番校が本会の代表校となる。
- 第6条 本会の定時総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、当番校館長が招集する。
  - 3 総会は、加盟館の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
  - 4 臨時総会は当番校が必要と認めたとき、または加盟館の3分の2以上の請求があるとき、開催するものとする。
- 第7条 総会の議決は、出席加盟館の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 総会の議決権は、各加盟館1票とする。
- 第8条 本会に実務研究会を置く。
- 2 実務研究会は、総会決定案件の具体化ならびに推進活動を担当するものとする。
  - 3 実務研究会は各加盟館の館員1名以上で組織し、年1回以上開催するものとする。
  - 4 実務研究会は、当番校館長が招集する。
- 第9条 本会の経費は参加費、その他の収入をもって充てる。
- 2 参加費については総会、実務研究会開催の都度、当番校において参加者数に応じて適当な金額を加盟館に請求するものとする。
  - 3 総会、実務研究会等の事業を日本カトリック大学連盟と共催で開催した場合には、相当額の経費を日本カトリック大学連盟に請求することができる。但し、共催事業の運営に関しては、「日本カトリック大学連盟と図書館協議会との共催事業の運営についての覚書」に従う。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第11条 本会の予算は毎年総会の議決を経て決定し、決算は監査を受け次の総会において承認を得なければならない。
- 第12条 この会則の改廃は、本会の総会及び日本カトリック大学連盟の承認を得なければならない。
- 附則 この会則は昭和59年4月1日から施行する。
- 改正 この会則は平成3年6月22日から一部改正する。  
この会則は、2007年5月25日から一部改正する。  
この会則の改正は、2016年4月1日から施行する。